

発表日 令和7年8月18日(月)

沼津市福祉臨時特別給付金室

報道機関への提供資料

案件名 沼津市定額減税補足給付金(不足額給付分)支給確認書等の記載誤りについて

担当 福祉臨時特別給付金室

直通 055-934-4824

1. 内容

定額減税補足給付金(不足額給付分)の支給に当たって、令和7年8月8日(金)に、対象者に対し「支給確認書」または「支給のお知らせ」を送付した後、一部の対象者において、給付金の算定根拠として記載された、「令和6年分所得税分の控除不足額」の記載に誤りがあることが判明しました。

2. 概要

定額減税補足給付金(不足額給付)は、令和6年度の定額減税及び当初調整給付の実施後、令和6年分所得税の確定等に伴い、当初調整給付に不足を生じた方等を対象に、令和7年度に給付を行うものです。

今回送付した「支給確認書」及び「支給のお知らせ」では、対象者に支給額をご確認いただくため、支給額の算出式を記載しておりますが、対象者中収入が年金のみの方の「令和6年分所得税分の控除不足額(①)」の欄が「0」表記となり、算出式が誤った状態のまま送付しました。

なお、他の欄については正しく印字されており、支給額に変更はありません。

※下記は参考例です。①部分は対象者ごとに異なります。

調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式			
令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割分 の控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	誤) 0	0	27,500
	正) 27,500		令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切上げ)
			30,000
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額	令和7年の 所要額(④)	調整給付金(当初給付分) 支給対象額(令和6年度)	調整給付金(不足額給付分) 支給額
	30,000	0	30,000

3. 発送文書の種類

「支給確認書」:支給金額の確認と振込先口座の届け出をお願いする文書。

「お知らせ」:支給額をお知らせする文書。

4. 原因

文書を印刷する際に、抽出するデータ欄の選択誤りによるもので、データ選択の確認が不十分であったことと、印刷結果を確認した際に、収入が年金のみの方に対する確認がなされていなかったことによるものです。

5. 記載誤りの対象者

令和6年収入が年金のみの方 3,966件

内訳「支給確認書」 1,136件

「支給のお知らせ」 2,830件

6. 支給確認書等の発送件数

8月8日発送件数 21,194件(内記載誤り 3,966件)

内訳「支給確認書」 7,209件(内記載誤り 1,136件)

「支給のお知らせ」 13,985件(内記載誤り 2,830件)

7. 経緯と対応状況

8月8日(金)発送。翌週8月12日(火)午後、市民の問い合わせが1件あり、確認したところ記載誤りがあることが判明しました。

現在問い合わせに対し説明を行っております。

8月18日(月)午前9時現在、市民からの問い合わせは合計8件となっています。

8. 今後の対応

記載誤りの対象者すべてに対し、お詫びと「令和6年分所得税分の控除不足額」のお知らせを送付します。(8月20日発送予定)

9. 再発防止策

複数人によるチェックを徹底し、確認対象の抽出範囲を拡大するなど、確認体制の強化を図ることとで正確な事務を執行し、再発防止に努めてまいります。